

容器入り次亜塩素酸水の流通について（改訂版）

（一財）機能水研究振興財団

2020. 4. 6

新型コロナウイルス感染症の脅威が増すとともに消毒薬（消毒用エタノールと次亜塩素酸ナトリウム）が品切れ状態の様相を呈しています。そうした中、代替品として次亜塩素酸水の注目度が高まり、全国で非常な勢いで使用されています。本来、次亜塩素酸水は専用の生成装置を用いて生成し、流水使用することが原則です。しかしながら、緊急事態のため、容器入りの様々な次亜塩素酸水が出回っています。中には、次亜塩素酸ナトリウムに酸を混合希釈したものや次亜塩素酸カルシウムなども次亜塩素酸水という商品名で販売されており、野放し状態です。そのため、問合せが多く寄せられています。

そこで、当財団としては以下のことを強く主張します。

<専用生成装置から生成する次亜塩素酸水>

1. 安心して使える次亜塩素酸水は、人の健康を害する恐れがないという理由で食品添加物殺菌料に指定されたもので、その際に付帯条件となった専用生成装置（電気分解装置）から生成されたもの（有効塩素濃度 10～80ppm）です。
2. 上記の装置から生成した次亜塩素酸水を容器に詰めたものを配給する場合は、**配給する会社の責任において、製造年月日、消費期限年月日を明示すること。また、保管する場合は冷暗所に保管し、規定範囲の有効塩素濃度が維持されている間に使用すること。**
3. 使用方法は使用目的や使用対象によって異なるので、的確な使用方法を生成装置メーカーは提示すること。

* 次亜塩素酸水は、有機物汚れがあると殺菌効果が著減するので、予め有機物を石鹼などで取り除いてから使用すること。

<次亜塩素酸ナトリウムに薬品を混合し希釈して作製する“次亜塩素酸水”>

4. 薬品混合“次亜塩素酸水”は、食品添加物指定されている次亜塩素酸水とは似て非なるものです。すなわち、食品添加物同士を混合するからと言って安全とは言えません。製品の有効塩素濃度が高すぎて事故が起きていますし、混合によって化学反応が起きるので食品添加物として認められていません。
5. “次亜塩素酸水”の使用者の方は、上記4を理解の上、十分注意して使用すること。

以上